

保育の必要性の事由（保育に欠ける事由）対比表

児童福祉法施行令	○静岡市保育所における保育に関する条例（抄）	子ども・子育て支援法施行規則（内閣府令）
<p>第27条 法第24条第1項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 昼間労働することを常態としていること。</p> <p>(2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p> <p>(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(4) 同居の親族を常時介護していること。</p> <p>(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p>	<p>第2条 保育所における保育は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。</p> <p>(1) 居宅外で労働することを常態としていること。</p> <p>(2) 居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。</p> <p>(3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p> <p>(4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(5) 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。</p> <p>(6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p>	<p>子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。</p> <p>(1) 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。</p> <p>(2) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p> <p>(3) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>(4) 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。</p> <p>(5) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>(6) 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的にやっていること。</p> <p>(7) 次のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条</p>

に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。

ロ 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

（8）次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）

（9）育児休業をする場合であつて、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学

<p>(6) 前各号に類する状態にあること。</p>	<p>(7) 市長が前各号に類すると認める状態にあること。</p>	<p><u>前子どもが特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。</u></p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この府令は、法の施行の日から施行する。 (就労時間に係る要件に関する特例)</p> <p>2 施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第1号の規定の適用については、同号中「48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村」とあるのは、「市町村」とする。</p>
----------------------------	-----------------------------------	---

《参考》

児童福祉法（現行法）第24条第1項

市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第39条第2項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合（以下略）

子ども・子育て支援法第19条第1項第2号

満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの